

令和7年度版

杉並区の学校開放

(登録団体開放及び一般目的外使用の手引き)

令和6年12月



杉並区教育委員会

令和7年度 杉並区の学校開放

学校開放とは

学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全育成、地域住民の文化向上、スポーツの振興及び高齢者の憩いの場として学校施設を開放する事業です。

杉並区教育委員会では、「杉並区立学校の開放に関する規則」に基づき、学校開放の種類・日時等を定め、在住・在勤・在学の方を対象に下記の学校開放を行っています。なお、学校教育的活動(在校生が参加する地域イベント・PTA活動・部活動など)、改築・改修工事の際及び公共的事業(選挙・震災救援所訓練など)が行われる場合は、開放日・開放時間に関わらず学校開放を行っていません。

●学校開放事業の登録団体の要件

- (1) 政治・宗教・営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 区内に在住・在勤・在学する10人以上の方で構成するスポーツ・文化団体で継続的に活動ができる団体であること。また、誰でも自由に加入できる団体であること。
- (3) 正・副代表者は20歳以上の区内在住者であること。
- (4) 少年団体については、区内在住・在学の幼児・児童・生徒及びその指導者等で構成し、過半数が中学生以下であること。
- (5) 団体の構成員は、同一種目の他の登録団体の構成員と重複しないこと。(指導者は除く)

●学校開放事業における禁止事項

学校教育に支障のないよう、次の事項は禁止とします。守られない場合は、登録団体としての認定の取消または使用を制限することがあります。

- (1) 使用許可を受けた学校施設の使用の権利を譲渡し、または転貸すること。
- (2) 学校施設使用時前後に学校周辺で、喫煙、違法駐車を行うこと。
- (3) 自動車・バイクでの来校。
- (4) 学校施設及び備品の損傷。また使用した備品や施設を損傷した際に、施設管理員に連絡せず、そのまま放置すること。
- (5) 水分補給以外の飲食物の持ち込み。また、ごみを持ち帰らず、放置すること。
- (6) 使用時間を守らずに、施設使用前後に学校及び学校近隣で集まり、大きな音を立てること。

目 次

I	学校開放の種類	2
II	学校施設の開放時間・登録できる団体	2
III	開放施設	
	(1) 小学校の連絡先	3
	(2) 中学校の連絡先	4
	(3) 開放会議室	5
	(4) 特別教室等	6
IV	使用料	
	(1) 学校施設使用券	6
	(2) 学校施設使用券販売場所	7
V	登録団体開放	
	(1) 登録申請	8
	① 一般団体	8
	② 少年団体	8
	③ 登録の手続き	8
	(2) 登録団体の使用申請	9
	(3) 使用当日の手順	10
	(4) 更新の手続き	11
	(5) その他の手続き	12
VI	一般目的外使用	13
	利用に関する質問と回答 Q & A	14
	必要書類の見本（記入例）	
	1 登録申請書	15
	2 団体規約	16
	3 団体名簿	17
	4 誓約書	18
	5 杉並区立学校施設使用申請書①	19
	6 杉並区立学校施設使用申請書③	20
	資料 学校開放に関する組織	21
	届出用紙	
	1 学校開放団体登録追加・変更届（学校長面談用）	22
	2 代表者等変更届（団体名称変更届兼用）	23

I 学校開放の種類

学校開放の種類	記載のある頁
1. 登録団体としての継続的な使用（登録団体開放）	P8～12
2. 個人または登録していない団体の使用（一般目的外使用）	P13

II 学校施設の開放時間・登録できる団体

(1) 校庭等

1 照明設備の使⽤ができない校庭等

開放施設	開放日	開放時間		登録できる団体の区分
小学校	原則として、当該校の通学区域に居住する児童で構成された少年団体以外は開放を行いません。			
中学校 (注1)	土曜日 日曜日 祝日 学校休業日	3月～10月 午前8時～ 午後7時	11月～2月 午前8時～ 午後5時	少年団体 一般団体

(注1) 庭球場を含みます。

2 校庭照明設備の使⽤が可能な学校

開放施設	開放日	開放時間	登録できる団体の区分
馬橋小学校 方南小学校 松ノ木中学校 向陽中学校 西宮中学校(注2)	近隣との取り決め等により、使用に関する制限があります。 詳細は、お問い合わせください。		

(注2) 西宮中学校の照明設備は、庭球場のみです。

(2) 校庭以外

開放施設	開放日	開放時間	登録できる団体の区分
体育館(屋内運動場) 特別教室 会議室	土曜日 日曜日 祝日 学校休業日	午前8時～午後9時	少年団体 一般団体
	上記以外の平日	午後6時～午後9時	

共通事項：年末年始（12月29日～1月3日）は学校開放を行いません。

Ⅲ 開放施設

(令和7年4月～)

(1) 小学校の連絡先

番号	小学校名	住 所	電話番号	番号	小学校名	住 所	電話番号
1	杉 並 第 一	阿佐谷北1-5-27	3338-8367	22	高井戸第三	下高井戸4-16-24	3302-0181
2	※1 杉 並 第 二	成田西3-4-1	3313-0564	23	高井戸第四	西荻南1-8-16	3333-7828
3	杉 並 第 三	高円寺南1-15-13	3314-1564	24	松 庵	松庵2-23-24	3333-7928
4	杉 並 第 六	阿佐谷南1-24-21	3314-2164	25	浜 田 山	浜田山4-23-1	3313-1564
5	杉 並 第 七	阿佐谷南3-19-2	3392-6328	26	※4 富 士 見 丘	久我山2-19-1	3333-7028
6	杉 並 第 九	本天沼1-2-19	3390-0167	27	大 宮	堀ノ内1-12-16	3313-2164
7	※2 杉 並 第 十	和田3-55-49	3313-1364	28	堀 之 内	堀ノ内3-24-11	3313-2264
8	西 田	荻窪1-38-15	3392-6828	29	和 田	和田2-30-21	3383-2425
9	東 田	成田東1-21-1	3313-1464	30	方 南	方南1-52-14	3322-7661
10	馬 橋	高円寺北4-28-5	3330-3411	31	濟 美	堀ノ内1-17-24	3313-2364
11	桃 井 第 一	桃井2-6-1	3390-3178	32	八 成	井草2-25-4	3399-3138
12	桃 井 第 二	荻窪5-10-25	3392-6728	33	三 谷	上井草3-14-12	3390-0164
13	桃 井 第 三	西荻北2-10-7	3399-3135	34	松 ノ 木	松ノ木1-2-26	3313-2464
14	桃 井 第 四	善福寺3-3-5	3390-3185	35	高 井 戸 東	高井戸東1-12-1	3304-5711
15	桃 井 第 五	下井草4-22-4	3390-3188	36	久 我 山	久我山5-18-7	3331-3631
16	四 宮	上井草2-12-26	3390-3147	37	天 沼	天沼2-46-3	3392-6428
17	※3 荻 窪	宮前2-13-18	3333-6628	38	永 福	永福2-16-33	3322-7391
18	井 荻	善福寺1-10-19	3390-3141	39	※5 杉並和泉学園 小 学 部 (新泉和泉)	和泉2-17-14	3322-4254
19	沓 掛	清水3-1-9	3390-4158	40	※6 高円寺学園 小 学 部 (高 円 寺)	高円寺北1-4-11	5318-1532
20	高 井 戸	高井戸西2-2-1	3333-7628				
21	高井戸第二	久我山4-49-1	3333-7728				

・体育館はフットサル、モルックやヒール、下駄を使用する活動など、学校施設及び備品を損傷する恐れがあるスポーツは使用できません。

・各小学校の校庭は、一般団体への開放を行っていません。

・馬橋小学校、方南小学校の校庭は、夜間も開放しています。(使用種目、時間等、登録できる団体の制限があります。)

※1 杉並第二小学校の校庭は、工事のため令和8年度開放再開予定です。

※2 杉並第十小学校の校庭は、防災公園となっているため、使用できません。

※3 荻窪小学校の校庭は、新規の少年団体は使用できません。

※4 富士見丘小学校の校庭は、都立公園のため、開放の対象となっていない。

※5 杉並和泉学園小学部の体育館は、中学部と一緒に利用調整を行っています。

校庭は開放の対象となっていない。

※6 高円寺学園の校庭は、一般団体も使用できます。

学校開放の種類

学校施設の開放時間・登録できる団体

開放施設

(2) 中学校の連絡先

(令和7年4月～)

番号	中学校名	住 所	電話番号	校庭の使用可能種目			備 考
				野 球	テニス	サッカー ソフトボール など	
1	高 南	和田3-40-10	3313-1361		○	○	バスケットボール不可
2	杉 森	阿佐谷北5-45-24	3330-3431		○	○	
3	阿 佐 ヶ 谷	阿佐谷南1-17-3	3314-2261		○		
4	東 田	成田東3-19-17	3313-1461	○	○	○	
5	松 溪	荻窪2-3-1	3392-7328		○	○	
6	天 沼	本天沼3-10-20	3390-0161		○	○	バスケットボール新規不可
7	東 原	下井草1-28-5	3390-0148	○		○	
8	※1 中 瀬	下井草4-3-29	3399-2196	○		○	
9	井 荻	今川2-13-24	3399-0148		○	○	
10	井 草	上井草3-20-11	3390-3144	○	○	○	
11	荻 窪	善福寺1-8-3	3399-0196		○	○	試合×(野球) キャッチボール程度なら可
12	※2 神 明	南荻窪2-37-28	3333-7428			○	
13	宮 前	宮前2-12-1	3333-8728		○	○	
14	※3 富 士 見 丘	上高井戸2-16-13	3333-8928		○	○	
15	高 井 戸	高井戸東1-28-1	3302-1762			○	
16	向 陽	下高井戸3-24-1	3302-2989	○	○	○	校庭夜間開放可
17	松 ノ 木	松ノ木1-4-1	3313-1561	○		○	校庭夜間開放可
18	大 宮	堀ノ内1-16-38	3313-2161		○	○	
19	泉 南	堀ノ内1-3-1	3313-2361		○	○	
20	和 田	和田2-21-8	3383-2428		○	○	
21	西 宮	宮前5-1-25	3333-8828		○	○	庭球場夜間開放可 (ただし使用日、時間等 の制限があります。)
22	※4 杉並和泉学園 中 学 部 (和 泉)	和泉2-17-14	3322-7671				
23	高円寺学園 中 学 部 (高 円 寺)	高円寺北1-4-11	3389-1581	○		○	

- ・体育館はフットサル、モルックやヒール、下駄を使用する活動など、学校施設及び備品を損傷する恐れがあるスポーツは使用できません。
- ・松ノ木中学校・向陽中学校の校庭及び西宮中学校の庭球場は、夜間も開放しています。(使用日、時間等の制限があります。)
- ・向陽中学校の施設を登録する団体は、向陽スポーツ文化クラブに加入することが前提となります。

※1 中瀬中学校校庭は改築工事のため使用できません。体育館は令和8年1月から開放予定ですが、令和7年12月まで仮設体育館の利用が可能です。

※2 神明中学校の校庭は改築工事のため使用できません。体育館は仮設体育館(320㎡)の利用が可能です。

※3 富士見丘中学校は、改築工事のため令和8年3月31日まで、旧富士見丘小学校(上高井戸2-16-13)に移転になりました。

※4 杉並和泉学園中学部の体育館は、小学部と一緒に利用調整を行っています。

校庭は開放の対象となっていません。

(3) 開放会議室

開放会議室は、地域の方々が、華道、茶道、囲碁、将棋、ミーティングなど文化活動の場として使用できる施設です。

＜開放会議室の設置校と施設の内容＞ 18校（中学校12校、小学校6校）（令和7年4月～）

学 校 名	住 所	床 面 積	会 議 室		更 衣 室	備 考
			洋 室	和 室		
杉並第二小学校	成田西3-4-1	校舎の一部	○			
杉並第十小学校	和田3-55-49	校舎の一部	○		○	
桃井第二小学校	荻窪5-10-25	校舎の一部	○		○	
桃井第五小学校	下井草4-22-4	校舎の一部	○			
高井戸第二小学校	久我山4-49-1	校舎の一部	○			
富士見丘小学校	久我山2-19-1	校舎の一部	○			
杉 森 中 学 校	阿佐谷北5-45-24	校舎の一部	○		○	
阿 佐 ヶ 谷 中 学 校	阿佐谷南1-17-3	校舎の一部	○		○	
松 溪 中 学 校	荻窪2-3-1	校舎の一部	○	10畳	○	
井 荻 中 学 校	今川2-13-24	校舎の一部	○		○	
井 草 中 学 校	上井草3-20-11	校舎の一部	○	28畳	○	
神 明 中 学 校	南荻窪2-37-28	校舎の一部	○			
高 井 戸 中 学 校	高井戸東1-28-1	校舎の一部	○	16畳	○	
向 陽 中 学 校	下高井戸3-24-1	300.11㎡	○	12畳		独立施設（クラブハウス）
松 ノ 木 中 学 校	松ノ木1-4-1	199.50㎡	○	8畳	○	独立施設（クラブハウス）
大 宮 中 学 校	堀ノ内1-16-38	190.00㎡	○	8畳		独立施設（クラブハウス）
泉 南 中 学 校	堀ノ内1-3-1	校舎の一部		17畳半	○	
杉並和泉学園 中 学 部 (和 泉 中 学 校)	和泉2-17-14	校舎の一部	○		○	

※開放会議室設置校18校のうち、独立施設（クラブハウス）は3校です。

※洋室の広さは各学校で異なります。

※向陽中学校の施設を登録する団体は、向陽スポーツ文化クラブに加入することが前提となります。

(4) 特別教室等

区立学校の特別教室等を下表の学校で開放しています。

教室名	学校名
音楽室※1	杉並第十小学校・沓掛小学校・高南中学校・阿佐ヶ谷中学校・井荻中学校(第1、第2)※2
会議室	東田中学校・宮前中学校・高円寺学園
多目的室	松ノ木小学校・方南小学校・泉南中学校
特活室	和田中学校
交流ホール	高円寺学園※3

※1 声楽・器楽等の使用可。楽器の貸出はありません。ただし、ピアノの使用可否は学校により異なります。

※2 井荻中学校の音楽室は第1及び第2音楽室の2教室ありますが、一体使用はできません。

※3 貸出ピアノあり。

IV 使用料

各使用区分の使用料は、以下のとおりです。

施設	使用料(円) (1時間当たり)※1
体育館	600円
校庭	200円
教室・会議室	100円
庭球場	100円

※1 1時間に満たない場合は、これを1時間とします。

◆校庭照明設備

学校名	使用料(円)※1 (1時間当たり)※2
方南小学校	200円
馬橋小学校	700円
向陽中学校 松ノ木中学校	800円

※1 少年団体も同額です。

※2 1時間に満たない場合は、これを1時間とします。

使用料は、下記の「学校施設使用券」をあらかじめ購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に貼付し納付してください。

(1) 学校施設使用券

使用券の額面は、「500円」「200円」「100円」「50円*」の4種類です。



使用券は、学校支援課学校開放担当窓口及び地域区民センター受付窓口(P7参照)で、販売します。なお、学校開放担当の窓口では1枚ごとの販売が可能ですが、地域区民センターでは各額面のシート(1シート/10枚)のみの販売となりますので、ご注意ください。

【販売シート】

・500円×10枚組(5,000円) ・200円×10枚組(2,000円) ・100円×10枚組(1,000円)

*50円券は使用料減額申請者用ですので、学校支援課学校開放担当窓口のみでの取扱いとなります。

(2) 学校施設使用券販売場所

No.	販売場所	休業日	受付時間	住所・窓口	電話番号
①	杉並区 教育委員会事務局 学校支援課	土・日・祝祭日 12/29～1/3	平日 午前8時30分 ～ 午後5時	阿佐谷南1-15-1 東棟6階 2番窓口	5307-0764 (直通)
※②	コミュニティふらっと 本天沼	第1・3月曜 12/28～1/4	左記休業日を除く 午前9時 ～ 午後9時	本天沼2-12-10 1階 受付窓口	5310-4633
③	高井戸地域 区民センター	第3月曜 12/28～1/4		高井戸東3-7-5 1階 受付窓口	3331-7841
④	西荻地域 区民センター	第2・4水曜 11日(土日祝・第2水曜 の場合、順次繰延べ) 12/28～1/4		桃井4-3-2 2階 受付窓口	3301-0811
⑤	阿佐谷地域 区民センター	第2・4火曜 第3水曜 12/28～1/4		阿佐谷北1-1-1 1階 受付窓口	5356-9501
⑥	高円寺地域 区民センター (セシオン杉並)	第2木曜 12/28～1/4		梅里1-22-32	3317-6611
⑦	永福和泉地域 区民センター	第2・4水曜 15日 12/28～1/4		和泉3-8-18 1階 受付窓口	5300-9411
⑧	井草地域 区民センター	第1・3木曜 第3木曜の前日 12/28～1/4		下井草5-7-22 1階 受付窓口	3301-7720

※ 荻窪地域区民センターは、改修工事により令和8年6月末(予定)まで休館のため、休館期間中は、コミュニティふらっと本天沼で学校施設使用券を販売します。

開放施設

使用料

V 登録団体開放

(1) 登録申請

登録団体制度とは、スポーツの振興や文化の向上を目的として、杉並区立の小中学校を継続的に利用する団体が、あらかじめ使用者や使用する学校等を教育委員会へ登録する制度です。登録団体には一般団体と少年団体の2種類があり、それぞれ以下のとおりです。

① 一般団体

登録できる団体の要件	①政治・宗教・営利を目的とする団体でないこと。 ②スポーツ・文化サークルであって、メンバー全員が区内在住・在勤・在学者であること。 ③10名以上で継続して活動できる団体（月1回程度以上）であること。 ④正・副代表者が20歳以上の区内在住者であること。 ⑤誰でも自由に加入できる団体であること。（開かれている団体であること） ※種目によっては、利用不可の学校施設があります。 ※同一種目の複数の団体に登録することはできません。 ※会員名簿に掲載された構成員以外の方は使用できません。
登録に必要な書類	①学校開放団体登録申請書（学校支援課に請求、見本 P15 参照） （3 枚複写、登録は 2 校まで可能、1 校につき一部必要） ②団体規約（見本 P16 参照） ③会員名簿（見本 P17 参照） ④動画視聴報告書及び誓約書（書式は学校支援課窓口でお渡しします。） ⑤正・副代表者の写真（タテ 3cm×ヨコ 2.4cm、各 1 枚）（さざんかねっと導入校のみを登録する場合は不要）
使用施設の登録	使用する学校施設を登録します。（1 団体 2 校まで）
登録団体になると	①使用日の前月に予約することができます。（詳細は P9 参照） ②使用申請書（見本 P19・P20 参照）を登録校で提出することができます。 ※登録校以外を使用する場合は、学校支援課学校開放担当窓口で申請してください。
登録の有効期間	登録したその年度の 3 月 31 日まで有効です。
更新について	新年度以降、引き続き登録を希望される場合は P11 を参照してください。 自動更新は行われませんので、ご注意ください。

② 少年団体

登録できる団体の要件	①～⑤ 一般団体と同じ。 ⑥区内在住・在学の幼児・児童・生徒及びその指導者等で構成され、過半数が中学生以下であること。
登録に必要な書類	①～⑤ 一般団体と同じ。 ⑥NPO 法人等の法人が運営する少年団体は、営利を目的としていないことが分かる書類（前年度の決算書・予算書など。様式自由）
使用施設の登録	使用する学校施設を登録します。（1 団体 2 校まで） ※ただし、小学校の校庭を登録できるのは、原則として当該校の通学区域に居住する児童で構成された少年団体のみです。
登録団体になると	①～② 一般団体と同じ。 ③使用料が免除となります。（照明設備の使用料を除く。） ④登録校以外の学校の施設を使用する場合も目的外使用する場合も免除となります。 ※登録校以外を使用する場合は、学校支援課学校開放担当窓口で申請してください。
登録の有効期間	登録したその年度の 3 月 31 日まで有効です。
更新について	新年度以降、引き続き登録を希望される場合は P11 を参照してください。

③ 登録の手続き（必ず、代表者又は副代表者が行ってください。）

1. 学校支援課学校開放担当窓口にて、登録に必要な書類を取りに来てください。
 2. 使用を希望する小・中学校の副校長に事前に電話で面談の約束をしてください。
 3. 約束の日時まで登録に必要な書類①～③を作成し、当日持参のうえ、学校長と面談してください。その際、団体の特徴や活動方針・使用頻度・重複等がなく、適切な構成員による団体であるかなどをうかがうこととなります。
 4. 毎月（1月、2月を除く）1日まで（土日祝にあたる時は、その直前の開庁日）に書類を揃えて、学校開放窓口へ提出してください。
 5. 「正・副代表の写真」については、登録決定後に学校支援課から送付される登録証にご自身で貼付していただくため、提出は不要です。
- ※「さざんかねっと」導入校の登録について
- ・ 2、3の手続きは不要ですが、学校支援課学校開放担当が活動内容等の聞きとりを行います。
 - ・ 登録証については、写真の添付は不要です。

(2) 登録団体の使用申請

登録した小・中学校等で使用申請方法が異なります。

① 中学校・杉並和泉学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校を使用する団体

標記の学校を登録校とした団体は、当該校の利用者団体協議会（以下、「利団協」という。P21参照）に、自動的に加入することになります。

団体登録証を受け取ったら、登録校の利団協会長に新規登録した旨の電話連絡をしてください。

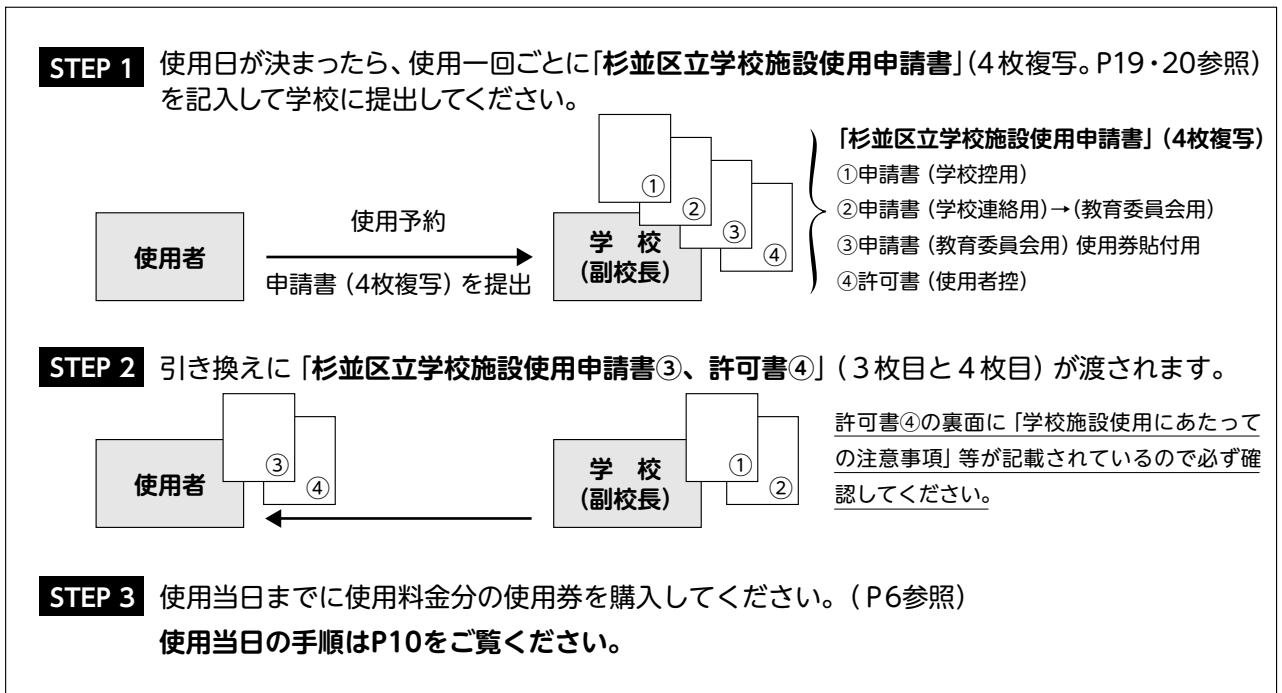
利団協では、毎月20日前後に翌月の使用日程を決める利用調整会議が開かれますので、登録団体は、利用調整会議に参加してください。

② 小学校を使用する団体（杉並和泉学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校・③の学校を除く）

小学校を使用する団体（杉並和泉学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校・③の学校を除く）は副校長が利用調整を行います。

・使用したい日時を副校長に申し出て、他の団体との使用日を調整してください。（翌月の使用分は前月に決めます。）

・以下、下記 **STEP 1~3** を参照してください。



※利用調整後に残っている空き枠及び利用調整後のキャンセルによる空き枠は、随時使用申請ができます。空き枠の確認方法及び申請方法は、当該校（利団協会長あるいは副校長）に確認してください。

③ 杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」導入校を使用する団体

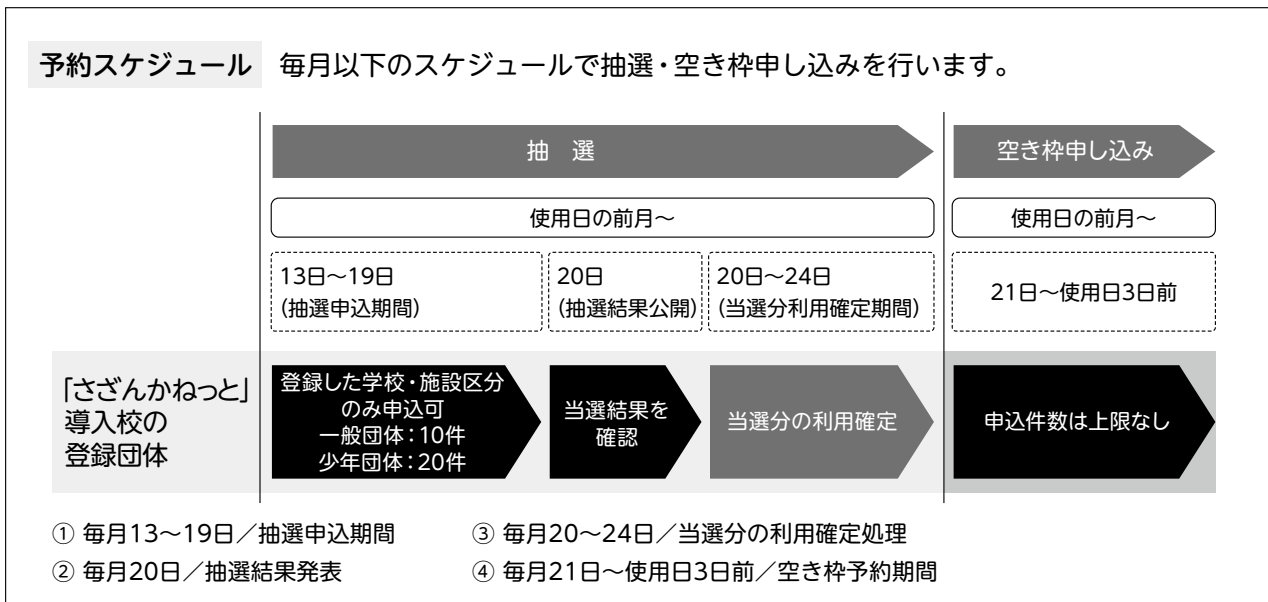
(杉並第七小学校、桃井第二小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、高井戸小学校、済美小学校、高円寺学園)

令和7年4月使用分から、「さざんかねっと」による施設予約を開始します。

「さざんかねっと」から毎月決まった期日までに申込をしていただき、抽選により利用調整を行います。

システムの利用には「ID」と「パスワード」が必要です。登録申請書類（P8参照）の受付・審査後に発行します。

予約スケジュールの詳細は、P10を参照してください。



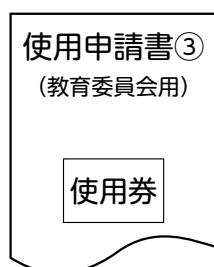
(3) 使用当日の手順

- ① **承認された開始時刻に学校へ到着…開始時刻を厳守してください。** (15分以上前に着かないようにしてください。)
- 自転車での来校が可能な学校の場合は、学校が指定する駐輪場所にきれいに並べてください。
 - ※ 自動車・バイクでの来校は禁止です。

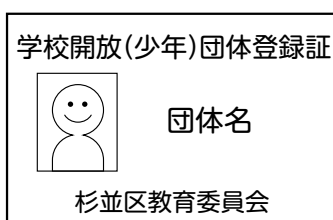
- ② **学校の窓口ではまず…代表者又は副代表者が学校施設を管理している職員（施設管理員）に団体登録証を提示し、来校を教えてください。** (代表者が遅れる場合は、最初に着く人がその旨を伝えてください。)
- 杉並区立学校施設使用申請書③に当日の使用人数及び代表者名を記入し、施設管理員に提出してください。

一般団体、夜間照明を使用する団体は、必ず事前に購入した使用券を貼ってください。

(提出する書類)



(提示する書類)



● 団体名簿に掲載された方以外は、基本的に使用できません。

- ③ **使用する施設に入ったら…室内は土足厳禁です。**
- 下足や傘は決められた場所にきちんと揃えて置いてください。
- ④ **使用中は…施設を大切に、学校敷地内及び学校周辺は禁煙です。**
- 翌日の学校教育活動に支障のないよう十分な注意をもって施設を使用してください。
 - 開放用の用具や、使用を許可されている備品等以外は絶対に使用しないでください。
 - 万が一、備品等を壊してしまった場合は、速やかに施設管理員に伝えて現状を確認してもらってください。
 - 水分補給を除き、飲食しないでください。

⑤ 使用が終了したら…原状回復、掃除、報告をしてください。

学校は児童・生徒が学ぶ場所です。

- 使用した備品等は元の場所へ戻してください。(破損等がないか点検してください。)
- 使用が終了したら、校庭はグラウンド整備、体育館ではモップがけを行ってください。
- 体育館以外の照明は必ず消してください。
- 清掃、後片付けをしてください。(活動中に出了ゴミは各団体が持ち帰ってください。)
- 備品等・施設の破損や、突然の雨天で使用を中止した場合は、施設管理員に具体的にお知らせください。
- 校門を出る際、また出た後も、大声で話したり騒がないように徹底し、近隣の迷惑にならないようご協力ください。
- 承認時間内に後片付け、清掃を済ませて校門を出るようにしてください。(時間厳守)
- 学校を使用している時の写真や動画、又は学校施設の写真をHPやブログに許可なく掲載することを禁止しております。
- 校庭使用時は、クイ・釘などは打たないでください。(厳守)

⑥ その他

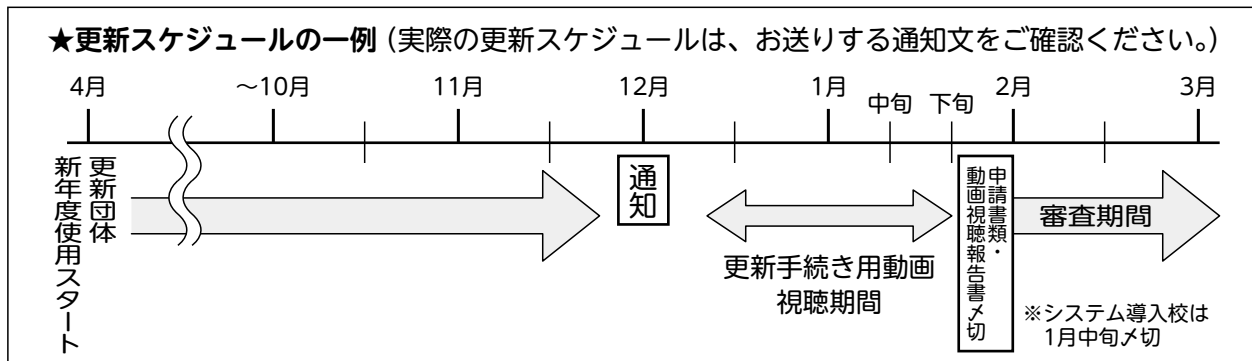
施設・設備等に瑕疵がある場合を除き、故意又は過失によって施設等を損傷した場合、原則その損害を賠償することになります。各自でスポーツ保険等に加入することをおすすめします。

(4) 更新の手続き

学校開放(少年)団体登録証(以下、団体登録証という。)の有効期間は、登録したその年度の3月31日までです。

団体の代表者へ12月上旬に更新手続きについて通知を郵送します。

※代表者の住所変更等の届出がない場合、通知が届かなくなり、更新ができなくなりますので、ご注意ください。



※1 一般団体

登録した翌年・翌々年の2年間は使用している団体登録内容に変更がなければ、教育委員会が配信する更新手続き用の動画を視聴することで、登録の更新をすることができます。登録内容に変更がある場合は届出が必要です。また、3度目の更新は新規登録扱いとなり、再度、書類一式(P8参照)の提出が必要になります。ただし、登録する学校に変更・追加が無い時は、学校長との面談及び学校長印は不要です。

団体登録証裏面

交付年月日	令和7年4月1日	
有効期限	令和8年3月31日まで	毎年、更新研修会を受講することで、更新されます。
	令和9年3月31日まで	
	令和10年3月31日まで	

※登録証の有効期間は、発行年月日からその年度の3月31日までです。
 ※更新研修会を受講しない場合は、施設の使用はできません。
 ※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに学校開放担当者に連絡願います。

※2 少年団体

毎年度新規登録手続きを行うことから、再度、書類一式(P8参照)の提出が必要です。ただし、登録する学校に変更が無い時は、学校長との面談及び学校長印は不要です。

団体登録証裏面

交付年月日	令和7年4月1日	備考
有効期限	令和8年3月31日まで	次年度は新規登録となります

※登録証の有効期間は、発行年月日からその年度の3月31日までです。

※「さざんかねっと」導入校で使用する登録証は別様式となります。

学校支援課学校開放担当窓口が提出先となる手続き

(5) その他の手続き

●登録団体が登録していない学校を使用する場合

- ① 使用する学校に相談いただき、学校長の内諾を得た後、「杉並区立学校施設使用申請書（4枚複写。P19参照）」に必要事項を記入して使用日の10日前から3日前までに申請してください。引き換えに「使用申請書③、許可書④」（3枚目と4枚目）をお渡しします。
 - ② 使用日以前に学校施設使用券を購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に貼付してください。
 - ③ 使用日当日については、P10を参照してください。
- ※「さざんかねっと」導入校の使用を希望する場合は、学校支援課学校開放担当にご連絡ください。

●登録校の追加・変更

- ① 新たに使用を希望する小・中学校の副校長に事前に電話で面談の約束をしてください。
- ② 約束の日時までに「学校開放登録校追加・変更届（P22）」を記入し、「団体規約」、「会員名簿」と併せて当日持参のうえ、学校長と面談してください。その際、団体の特徴や活動方針・使用頻度などをうかがうこととなります。
- ③ 学校長の内諾が得られたら、「学校開放登録校追加・変更届」に「学校長印」が押印されたことを確認の上、区の窓口へ提出してください。

※③により追加・変更となった際、登録証表面に記載した学校名の加筆や修正は、正・副代表者により、ご対応願います。

※「さざんかねっと」導入校の施設を新たに登録する場合は学校長の面談及び押印は不要です。直接、区の窓口へ「学校開放登録校追加・変更届」を提出してください。

登録校	登録校の追加	登録校の変更
1校の場合	○ (年度途中で可)	更新時のみ可
2校の場合	×	

●登録後に代表者等の変更があった場合及び登録証を紛失した場合

次に該当する場合には「代表者等変更届（P23）」「団体登録証」等の提出が必要です。

- ① 代表者や副代表者等が変更になったとき
- ② 正・副代表者が入れ替わったとき
- ③ 団体の名称が変更されたとき
- ④ 代表者等の住所や連絡先が変更になったとき
- ⑤ 「学校開放（少年）団体登録証」を紛失したとき

※正・副代表者は、20歳以上の区内在住者に限ります。

※再発行された団体登録証の表面には写真（タテ3cm×ヨコ2.4cm）を貼付し、裏面には氏名をご記入ください。（「さざんかねっと」導入校のみ登録している団体は写真の貼付不要）

※窓口に来た方の住所・氏名が確認できるものをご持参ください。現代表又は副代表でない方が来庁される場合は事前にご連絡ください。

VI 一般目的外使用

学校開放の登録団体の要件に足りず、団体登録できない方の使用方法として一般目的外使用があります。
構成員が10名に満たない、または、継続的な活動(月に1回以上)を行わない活動を想定されている方々の活動場所として、登録団体の予約後の空き枠を使用することができます。

- ・使用できる方 …… 区内在住・在勤・在学で、教育委員会が認めた方。
- ・使用内容 …………… 政治・宗教・営利を目的とした活動を除いた、少人数の活動や、不特定多数の地域の方が集まる活動など。
- ・使用可能な施設 … 本手引きに記載の施設。

(1) 申請方法

- ① 学校に直接連絡を取り、「一般目的外使用」を希望する旨、使用する個人または団体、使用内容、使用人数などを説明し、使用希望日に施設に空きがあるか確認をしてください。

※「さざんかねっと」導入校の場合は、学校支援課学校開放担当へご連絡ください。

- ② 学校から内諾を得られましたら、「杉並区立学校施設使用申請書(4枚複写)」に所定事項を記入のうえ、学校支援課学校開放担当の窓口申請します。

なお、その学校に登録している団体による使用が優先されるため、**申請の受付は、使用日の10日前から3日前までに限られます。**ただし、教育委員会が必要と認めた場合には、それ以前でも受け付けます。

※入場料その他の名目でお金を徴収する集会・映画会等は、原則として使用できません。ただし、営利を目的としないことが明らかである場合は、許可することがあります。この場合、その判断のための資料として、収入支出の予算書・計画書を提出していただきます。

- ③ 使用を許可するときは、「杉並区立学校施設使用申請書③」と「杉並区立学校施設使用許可書④」を発行します。
- ④ 使用者は、学校施設の使用開始時刻までに、使用料金分の「学校施設使用券」を購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に学校施設使用券を貼付します。
- ⑤ 学校を使用する際には、「杉並区立学校施設使用申請書③」と「杉並区立学校施設使用許可書④」を持参して、「杉並区立学校施設使用申請書③」を学校職員又は施設管理員に提出してください。

(2) 使用料

P6～7をご覧ください。

(3) 使用料の免除・減額

次に掲げる場合は、使用料を免除又は減額します。申請の際に、「学校施設使用料免除・減額申請書」を提出してください。(用紙は学校支援課学校開放担当の窓口にあります。)

- ① 官公署が直接、公益のために使用するとき …………… 5割
- ② 公共的団体が直接、公益のために使用するとき …………… 5割
- ③ 公共的団体が、区との共催で行う事業のために使用するとき …………… 免除
- ④ 公共的団体が、区の後援で行う事業のために使用するとき …………… 5割
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき …………… 免除

【例】ア 私立幼稚園・認可保育園が運動会に使用するとき

イ 消防署が防災訓練に使用するとき



利用に関する質問と回答 Q&A



No.	項目	質問	回答
1	使用券	使用直前、使用券を購入するのを忘れたことに気付いた場合、現金での支払いは可能ですか。	学校施設での現金のお支払いはできません。 お近くの使用券販売場所 (P7) で、忘れずにお買い求めください。
2	使用券	1団体で体育館を使用しますが、半面しか使わない場合、使用料はどうなりますか。	全面使用、半面使用にかかわらず、使用料金は同額です。
3	使用券	区外に転出することとなり、購入した使用券が不要となった場合、払い戻しはできますか。	引越による団体の解散など、やむをえない事情の場合、学校支援課学校開放担当の窓口で還付請求の手続きを行ってください。後日、指定の口座にお振込いたします。 詳細はお問い合わせください。
4	使用券	使用券を間違えて購入した場合、払い戻しはできますか。	使用券の払い戻しはできません。有効期限はありませんので、組み合わせさせてお使いください。
5	使用券	2団体で、体育館を同じ時間に半面ずつ使用する場合、使用券はどのように貼ったら良いですか。	どちらか片方の団体が、使用申請書に使用券を貼ってください。後ほど、団体間で清算を行うといった運用で対応をお願いします。 なお、使用券を貼っていない使用申請書には、連絡事項欄に「半面利用・登録団体◎◎が支払」と記載してください。 (同一種目は同じ時間に使用できません)
6	使用券	No.5の場合で、片方の1団体が少年団体であった場合の使用料はどのようになりますか。	一般団体の使用料は通常通りとなります。(減額はありませぬ)
7	使用時間	30分単位の使用はできますか。	30分単位での使用は可能ですが、使用料は1時間単位となります。
8	使用時間	使用時間には、準備や片付けの時間も含まれますか。	使用時間には、準備や片付けの時間も含まれます。
9	使用方法	校庭を使用している途中で雨が降ってきた場合、どのようにしたら良いですか。	途中で雨が降ってきて、使用を中止した場合は、施設管理員に申し出てください。施設管理員がその旨を申請書に記載します。 1時間以上、使用時間が残っていた場合は、学校支援課学校開放担当までお問い合わせください。区役所閉庁時の場合は後日で構いません。
10	使用方法	スポーツ等人数を揃えるために構成員以外の人に参加を求めて活動することは可能ですか。	・登録団体の場合は、構成員(団体の名簿に掲載されている方)以外の方は、使用することはできません。 ・一般目的外使用の場合は、区内在住・在勤・在学の方以外は使用することはできません。
11	キャンセル	自己都合によりキャンセルした場合、使用料はかかりますか。また、当日キャンセルした場合はどうですか。	わかったらすぐに、学校にキャンセルを連絡してください。使用前であれば、使用料はかかりません。 なお、当日キャンセル、直前或いは無断キャンセルが多い団体は、以後の利用をお断りすることがあります。
12	キャンセル	使用日当日、使用時間の一部を自己都合によりキャンセルした場合、使用料の還付はありますか。	使用前であれば、使用予定時間分の使用券を貼ってください。使用開始後の一部キャンセルについては、使用料の還付はできません。

消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用しないでください。

請	更	新	録	No. 5●▼◆
---	---	---	---	----------

一般団体と少年団体の別に応じて、該当箇所に○をつけます。

登録証右上のNoを確認して記入します。

学校開放（一般・少年）団体登録申請書

登 録	名 称	まるまるしょうねんやきゅうくらぶ ○○少年野球クラブ		
	構 成 員	1. 小学生 2. 中学生 3. 高校生 4. 大学生 5. 成人 6. () ← 1～5に該当しない場合	1 5	15名 5名 名
	団 種 目	軟式野球	入会金 月会費 その他	1,000円 2,000円 円
体	会 費	無・有	会費「有」とした場合は、金額を本欄に記入します。	
	活 動 内 容	軟式野球を通じた青少年の健全育成		
代 表 者	氏 名	すぎなみ なみすけ 杉並 なみすけ	住所は方書（建物名等）まで記入します。	
	住 所	〒166-0004 杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 なみすけビル 703号室 (42歳)		
	連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯 自宅・その他 (1234-5678) ② 携帯・自宅・その他 ()		
副 代 表 者	氏 名	あさがや なみー 阿佐谷 ナミー	副代表は区内在住の20歳以上の方に限ります。 (41歳)	
	住 所	〒167-0051 杉並区荻窪〇-〇-〇		
	連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯 自宅・その他 (1234-1234) ② 携帯・自宅・その他 ()		
利 用 希 望 学 校 及 び 施 設	高円寺	学校 学園	校庭・屋内運動場・テニスコート クラブハウス（和室・洋室） 特別教室（ ）	
	方南小	学校 学園	校庭・屋内運動場・テニスコート クラブハウス（和室・洋室） 特別教室（ ）	

利用に関する質問と回答 Q & A
必要書類の見本 (記入例)

添 付 書 類	団 体 規 約	会 員 名 簿
---------	---------	---------

令和●年▲月◆日

杉並区教育委員会 宛

私たちは、杉並区立学校を使用するにあたり、学校開放の趣旨を十分に理解して登録申請します。

また、登録後、上記の欄に記載されている情報については、一緒に活動することを望む方にして、公開することを承諾します。

必ず確認の上、代表者が署名してください。

団体代表者 氏名 杉並 なみすけ

団体規約

規約については、決まった書式はありませんので、下記例を参照し、作成・提出してください。

〇〇〇〇会規約

- 第1条（名称） 本会は〇〇〇〇会と称する。
- 第2条（目的） 本会は〇〇〇によって健全な青少年の育成と、地域住民相互の交流を図ることを目的とする。
- 第3条（会員） 本会の会員は〇〇〇小学校児童を中心とした杉並区に在住、在学している中学生以下のメンバー及びその指導者とする。
- 第4条（所在地） 本会の所在地は杉並区〇〇丁目〇〇番〇〇号におく。（または、代表者宅におく。）
（注）所在地を学校におくことはできません。
- 第5条（事業） 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。
(1) 週〇回程度の定期的な練習を行う。
(2) 〇〇主催の〇〇大会に参加する。
(3) その他、必要な事業を行う。
- 第6条（役員） 本会に次の役員をおく。役員の任期は〇年とし再任を妨げない。
会長〇名 副会長〇名 総務〇名 会計〇名 監事〇名
監督〇名 コーチ〇名
- 第7条（役員を選出） 役員は総会において選出する。
- 第8条（役員の職務） 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会計は経理を担当する。監事は会計を監査する。
- 第9条（会費） 会員は会費として月（年）額〇〇〇円を納入する。
- 第10条（実施日） 本規約は〇年〇月〇日から実施する。

団体名簿

団体名簿については、決まった書式はありませんので、下記例、記入上の注意を参照し、作成・提出してください。

令和7年度()団体名簿					
番号	氏名	住所：町名から	年齢	電話番号	備考 (役職や通学・通勤先名称等)
1	杉並 なみすけ	阿佐谷南〇-〇-〇	42	070-1234-5678	代表者
2	阿佐谷 ナミ	荻窪〇-〇-〇	41	090-1234-5678	副代表者
3	荻窪 太郎	井草〇-〇-〇			監督
4	大和 一郎	中野区鷺宮〇-〇-〇			コ-千 (株)杉並商店勤務 勤務先住所 杉並区今川〇-〇-〇
5	久我山 花子	高円寺北〇-〇-〇			会計
6	井草 八幡	上井草〇-〇-〇	16		都立〇〇高校在学 高校2年生
7	阿佐谷 笹子	荻窪〇-〇-〇	14		杉並区立〇〇中学校在学 中学3年生
8	大和 弥生	中野区鷺宮〇-〇-〇	13		私立〇〇学院在学 中学2年生
9	杉並 なみき	阿佐谷南〇-〇-〇	11		杉並区立〇〇小学校在学 小学6年生
10)		
11					
12					
13					
14	高円寺 舞子	天沼〇-〇-〇	4		〇〇保育園在園
15	成田 和泉	桃井〇-〇-〇	4		

《記入上の注意》

手書きの場合は、ボールペンによる記入をお願いします。(消えるボールペンは使用不可)

名簿の住所は方書(建物名・部屋番号等)の記入不要

少年団体の幼児・児童・生徒でない構成員は、備考欄に指導者等の役職名を記入します。

区内在住でない方は、以下の事項を記入します。

・住所欄には現在住んでいる住所(区・市から記入)

・備考欄には通勤又は通学先名称と住所

少年団体の構成員で、中学生以下の構成員は年齢と備考欄に学校名・学年を記入します。

「中学生以下」に該当しない生徒(高等学校)は、備考欄に学校名を記入します。

少年団体の構成員で幼児の方は、保育園等に在園していない場合には備考欄の記入不要。

代表者・副代表者の電話番号は携帯電話の記載をお願いします。(お持ちでない場合は、自宅電話でも可)

誓 約 書

令和 7 年 ○ 月 × 日

登録団体No. 0000

私たち『 ○○○クラブ 』は、杉並区立学校施設を使用するにあたり、

- 1、政治・宗教・営利となる活動は行いません。
- 2、施設使用の前後に学校周辺の路上で近隣住民の方へ迷惑となるような会話等は慎みます。
- 3、施設使用時に、自動車・バイクを使用しません。
- 4、校内や学校の近隣での喫煙は行いません。
- 5、予約した施設使用枠は、自身の団体が使用し、他団体へ転貸しません。
- 6、借用した物品を破損した場合、速やかに弁償いたします。
- 7、学校開放の趣旨を理解し、譲り合いで、学校施設を使用します。
- 8、団体の構成員は、他の登録団体（同一種目）に重複して登録をしていません。
- 9、団体の構成員以外は活動に参加しません。
- 10、提出する会員名簿の記載事項に虚偽はありません。
- 11、施設管理者の指示に従い、手引き記載の諸注意を積極的に遵守いたします。

以上を誓約いたします。

団体代表者氏名 杉並 なみすけ

住 所 阿佐谷南〇-〇-〇 なみすけビル703号室

連 絡 先 070-1234-5678

必要書類の見本（記入例）
5 杉並区立学校施設使用申請書①

一般・少年団体①（学校控用）

複写紙のため、4枚重ねたまま、
下の紙の文字が薄くならないよう
記入してください。

杉並区立学校施設使用申請書

杉並区教育委員会 宛

（学校控用）

令和 7 年 6 月 21 日

申請者	住所	〒166-0004 阿佐谷南 1-15-1		使用予定人員	使用学校名	
	氏名	杉奈美 太郎		30人	松ノ木中 学校	
	連絡先電話	090-0000-0000		登録番号	団体名	
使用年月日				4001	松ノ木野球チーム	
令和 7 年 7 月 12 日（土）				使用目的	軟式野球	
No.	使用施設	使用時間 (24時間表記をお願いします。)	使用料単価 (1時間以内)	時間数	使用料金	
1	冷暖房設備を有しない 体育館	: ~ :	500円		円	
	冷暖房設備を有する 体育館	: ~ :	600円		円	
2	校庭	18:00 ~ 20:00	200円	2	400円	
3	テニスコート	: ~ :	100円		円	
4	開放会議室(洋室・和室)	: ~ :	100円		円	
5	教室()室 計	: ~ :	100円		円	
	()室 室	: ~ :	100円		円	
夜間照明	学校名	使用時間	使用料単価	時間数	照明料金	
	向陽中学校	: ~ :	800円		円	
	松ノ木中学校	19:00 ~ 20:00	800円	1	300円	
	馬橋小学校	: ~ :	700円		円	
	方南小学校	: ~ :	200円		円	
使用備品			使用料合計		1,200円	

必ずNo.に○を
付けてください。

使用施設の
No.に○を
付けてください。

団体の
登録番号を
必ず記入して
ください。

24時間表記で
記入してください。

上記のとおり学校施設を使用したいので申請します。使用許可の際は、使用条件を遵守します。

令和 7 年 6 月 21 日

上記施設の使用を承認します。 杉並区立 松ノ木中 学校長

無料少年団体
は、○をつけ
てください。

①

内の注意事項は、申請の内容をシステムで集計するために記入していただく内容です。

必要書類の見本
(記入例)

一般・少年団体③（使用時に学校へ提出）

当日、施設管理員に下記を記入の上提出してください。

杉並区立学校施設使用申請書

（教育委員会用）

杉並区教育委員会 宛

令和 7 年 10 月 11 日

申請者	住所	〒166-0004 阿佐谷南 1-15-1		使用予定人員	使用学校名	
	氏名	杉奈美 並助		15人	松ノ木中 学校	
	連絡先電話	090-0000-0000		登録番号	5000 杉並サッカーチーム	
使用年月日				使用目的		
令和 7 年 11 月 23 日（祝）				少年サッカー		
No.	使用施設	使用時間 (24時間表記でお願いします。)	使用料単価 (1時間以内)	時間数	使用料金	
1	冷暖房設備を有しない館	: ~ :	500円			円
	冷暖房設備を有する館	: ~ :	600円			円
②	校庭	18:30 ~ 21:00	200円	3	0	円
3	テニスコート	: ~ :	100円			円
4	開放会議室(洋室・和室)	: ~ :	100円			円
5	教室()室 計	: ~ :	100円			円
	()室 室	: ~ :	100円			円
夜間照明	学校名	使用時間	使用料単価	時間数	照明料金	
	向陽中学校	: ~ :	800円			円
	松ノ木中学校	18:30 ~ 21:00	800円	3	2,400	円
	馬橋小学校	: ~ :	700円			円
	方南小学校	: ~ :	200円			円
使用備品			使用料合計	2,400円		

時間数は1時間に満たない場合でも1時間とカウントします。使用時間が2時間30分の場合→3

※使用する施設のNo.に○を付けて下さい。

上記のとおり学校施設を使用したいので申請します。使用許可の際は、使用条件を遵守します。

令和 7 年 10 月 11 日
上記施設の使用を承認します。 杉並区立 松ノ木中 学校長

使用券貼付欄	無料少年団体
<p>貼りきれない場合は裏面に貼ってください。 使用券を貼る場合、重ならないようにお願いします。 使用料金より使用券を多く貼られた場合、お釣りは出ませんので、ご注意ください。</p> <p>※裏面にも使用券貼付欄があります。</p>	○
使用人数 20人	連絡事項

当日の使用人数

キャンセルの場合✓して下さい。 代表者名 杉奈美 並助 ③

当日使用した際の人数を忘れず記入してください。

必ず名前の記入

内の注意事項は、申請の内容を集計するために正しく記入していただく必要があります。

学校開放に関する組織

1. 利用者団体協議会

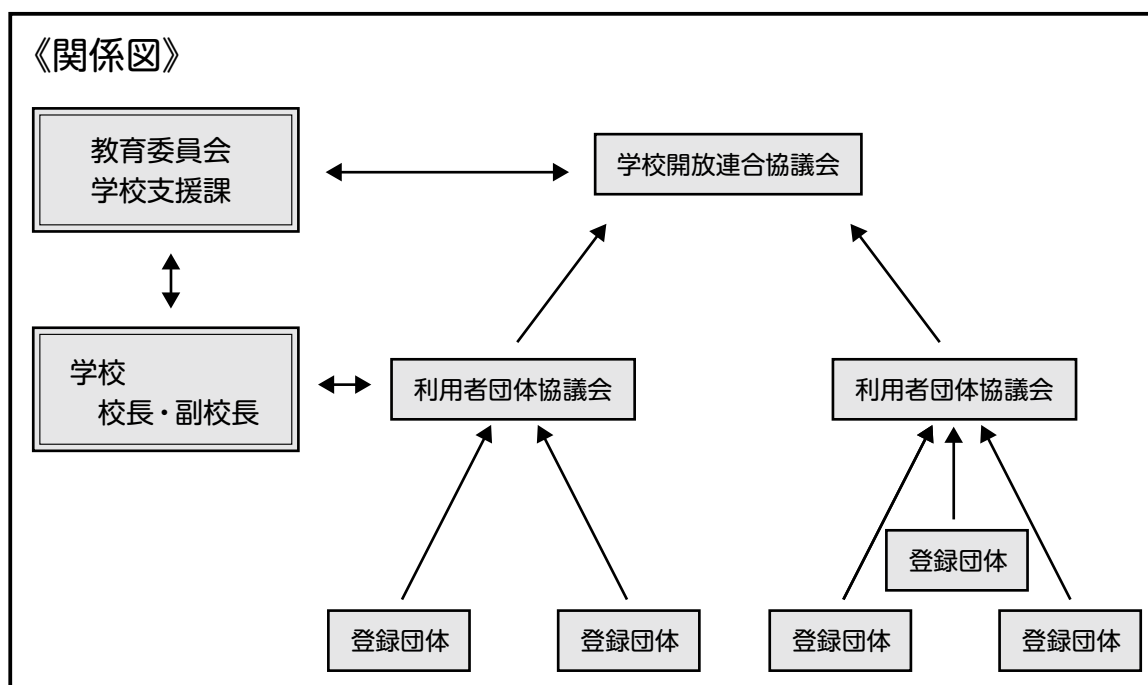
中学校・杉並和泉学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校には、各登録団体により構成された「利用者団体協議会」（以下「利団協」という。）が組織されています。

新しく登録した団体は、自動的に利団協のメンバーとなります。各利団協は、毎月一回の利用調整会議で利用日の調整を行います。一般団体の更新にあたっては利団協が取りまとめとなります。

また、利用者間の交流を促進するため、スポーツイベント・救急救命講習会など、地域に密着した活動も進めています。

2. 学校開放連合協議会

学校開放連合協議会は、24校の利団協により構成され、区民の生涯学習及び生涯スポーツ活動を推進し、地域連携の醸成・発展を図るとともに、それぞれの利団協が自主・自律的な運営を行えるよう、必要な支援と調整等を行っています。



利団協主催で行った防災イベントの様子

学校開放団体登録追加・変更届

令和 年 月 日

登録 団体	ふりがな			登録 番号	No.	
	名 称					
	構 成 員	1.小学生 2.中学生 3.高校生				名
		4.大学生 5.成人				名
		6.()				名
	種 目		入会金			円
会 費	無 ・ 有 →	月会費			円	
	活 動 内 容		その他		円	
代 表 者	ふりがな					
	氏 名	(歳)				
	住 所	〒 - 杉並区				
連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯・自宅・その他 ()					
	② 携帯・自宅・その他 ()					
副 代 表 者	ふりがな					
	氏 名	(歳)				
	住 所	〒 - 杉並区				
連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯・自宅・その他 ()					
	② 携帯・自宅・その他 ()					
利用希望施設	校 庭・屋内運動場・テニスコート クラブハウス () 特別教室 ()					
追加・変更学校名 (○をつける)	小・中学校	本校以外の登録校	小・中学校			
学校長所見	(お気づきの点、個別にお願いをした注意事項などがありましたらご記入ください。)					

※承認欄

年 月 日

杉並区立

学校長 印

※コピーをしてご使用ください。

カード
入力
点検

代表者等変更届

(団体名称変更届兼用)

令和 年 月 日

該当事項に○をつけてください

■代表者の…… ① 変更 ② 住所変更 ③ 連絡先変更 ④ 氏名変更 ⑤ 団体登録証紛失

■副代表者の… ① 変更 ② 住所変更 ③ 連絡先変更 ④ 氏名変更 ⑤ 団体登録証紛失

■登録団体の… ① 名称変更

※二重線内及び必要事項を記入し、提出してください。

※正副代表者は、20歳以上の区内在住者に限ります。

※以下に記載されている情報については、一緒に活動することを望む方に対して、お知らせすることがあります。

団体名称	登録証No.	登録校1	登録校2
	No.	学校	学校

新代表者	ふりがな	
	氏名	() 歳
	住所	〒 - 杉並区
	連絡先 電話番号	① 携帯・自宅・その他 () ② 携帯・自宅・その他 ()
ふりがな		
旧代表者氏名		

新副代表者	ふりがな	
	氏名	() 歳
	住所	〒 - 杉並区
	連絡先 電話番号	① 携帯・自宅・その他 () ② 携帯・自宅・その他 ()
ふりがな		
旧副代表者氏名		

登録団体	ふりがな	
	新名称	
	ふりがな	
	旧名称	

※コピーをしてご使用ください。

カード
 入力
 点検

学校施設を使用する際に守ってほしいこと

●学校は教育を目的とした施設です。以下のことをご承知おきください。

- (1) 学校行事等で使用する必要が生じたときは、使用の取消、使用日時の変更をお願いする場合があります。
- (2) 使用当日に、学校授業等、緊急やむを得ない事情が生じたときは、使用を中止していただく場合があります。
- (3) 申請許可された使用内容を任意に変更したり、許可条件を守らないときは、直ちに、或いは以後の使用をお断りすることがあります。

●使用申請時の注意

一般団体・一般目的外使用の場合

1. 使用時まで「学校施設使用券」を購入すること。
2. 使用に際して、杉並区立学校施設使用申請書③に「学校施設使用券」を貼付し、当日の使用人数と代表者名を記入して、学校の施設管理員に提出すること。

少年団体の場合

1. 使用に際して、杉並区立学校施設使用申請書③に当日の使用人数と代表者名を記入して、学校の施設管理員に提出すること。
2. 夜間照明を使用する場合は、使用時まで「学校施設使用券」を購入し、杉並区立学校施設使用申請書③に貼付し提出すること。

共通事項

1. 使用を中止する場合は、必ず3日前までに学校へ連絡すること。
2. 申請者以外及び申請目的以外には使用しないこと。
3. 使用時間を厳守すること。
使用時間前に集合しないこと。使用時間内に学校から退出すること。
4. 使用の準備及び後片付けは、使用者が使用時間内に行うこと。
5. 許可された使用施設以外に立ち入らないこと。
6. 許可された使用備品以外は使用しないこと。
7. 使用が終了したら、学校の施設管理員に連絡すること。
8. 私物を学校におかないこと。
9. 学校敷地内は全面禁煙。区内全域歩きタバコ・ポイ捨て禁止。
路上禁煙地区は禁煙。(自転車乗車中を含む)
路上禁煙地区以外であっても校門前での喫煙は遠慮すること。
10. 自動車・バイクでの来校禁止。周辺道路への駐車をしないこと。
11. ごみは持ち帰ること。
12. 水分補給を除き、飲食物を持ち込まないこと。
13. 使用者の事故防止に努めること。
事故の責任は、施設・設備等に管理上欠陥がある場合を除き、使用者が負うこと。
14. 学校施設及び備品を損傷しないよう、細心の注意を払うこと。
故意又は過失によって施設等を損傷した場合、その損害を賠償すること。
15. 上記以外の厳守事項については、各学校の指示に従うこと。
16. 学校行事や部活動等により、学校が使用する必要が生じた場合、使用許可の取消、使用日時の変更があることを承知すること。

使用申請者は、すべての使用者に上記内容を徹底してください。

杉並区の学校開放

(登録団体開放及び一般目的外使用の手引き)

令和7年度版
令和6年12月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局 学校支援課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
(03)5307-0764(直通)

登録印刷物番号

06-0067